

福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和7年12月10日

福津市長 福井 崇郎

### 1 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市健康福祉部高齢者サービス課高齢者福祉係 担当：野中、重光

Tel 0940-43-8298 Fax 0940-34-3881

e-mail [koreisha@city.fukutsu.lg.jp](mailto:koreisha@city.fukutsu.lg.jp)

### 2 業務の概要

(1) 業務名 福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務内容 別紙「福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間 契約締結日翌日 から 令和9年3月31日まで

### 3 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 介護保険法及び認知症基本法の趣旨を理解し、専門的な知識や技術を用いた効果的な業務を令和元年度以降に実施した実績があること。尚、該当実績には、次の内容のいずれかを含むこと。

ア 社会調査（調査設計、調査作成、分析等）

イ 行政が作成するロジックモデルを活用した計画策定に係る支援または助言

ウ 地域福祉、介護予防、認知症施策等に関するヒアリング調査・分析または支援業務

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 法人税（国税、県税、市税）の滞納がないこと。

- (5) 参加申込書の提出期限から受注予定者の選定までのいずれの日においても、福津市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。ただし、福津市一般（競争）入札参加資格審査登録名簿に登載されていない場合は、福岡県内の公共機関から指名停止措置を受けていないものであること。
- (6) 法人及びその役員が「福津市暴力団等追放推進条例」に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと。

#### 4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

##### (1) 交付期間

令和7年12月10日から令和7年12月24日正午まで

##### (2) 交付方法

福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

ホームページURL <https://www.city.fukutsu.lg.jp/>

ホーム > 産業・ビジネス > 入札・契約情報 > プロポーザル方式

#### 5 参加手続等

##### (1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年12月24日（水）正午（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参もしくは一般書留郵便（または、簡易書留郵便）によること。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

##### (2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

##### (3) 企画提案書の提出

（2）で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和7年1月20日（火）正午（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参もしくは郵送によること（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

## 6 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 7 受注候補者の特定

提出書類及びヒアリングにより福津市第11期高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

## 8 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受注候補者として特定された者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

### (3) 契約書作成の要否 要する。

### (4) 支払条件 業務完了後、後払いとする。

## 9 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 応募に関して必要な一切の費用は応募者の負担とする。

### (3) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この募集要領の記載内容に同意したものとする。

### (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### (5) 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、3参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。